

緊急事態宣言が
解除になりましたが・・・

～市民の皆さんへ～

気をゆるすことなく、集中的にがんばって
予防対策を徹底しましょう!



市民の皆さんの徹底した感染症対策の積み重ねにより、1月をピークに感染状況が改善し、2月いっぱい緊急事態宣言が解除されました。この期間、真摯にご尽力をいただき、深く感謝いたします。

しかしながら、決して感染リスクがなくなった訳ではありません。皆さんには大きな負担をおかけしますが、ウイルスに打ち勝つために、継続して感染予防対策を徹底的に行っていただくようお願いします。

みんな一緒になってオール京丹後で力を合わせ、この難局を乗り越えましょう!

特措法第24条第9項に基づく要請

期間：3月1日(月)～3月7日(日) ※飲食店時短営業
～3月14日(日) ※その他要請

外出の自粛

日中も含めた不要不急の外出の自粛

飲食店等の時短営業

7日まで21時までの営業時間短縮

(酒類の提供は11時から20時)

協力金の支給 4万円/日

飲食店の皆様には、お稼ぎ時ですのに、これまでの期間も含めて、長期間にわたって大変なご負担とご迷惑をおかけしますが、どうかご趣旨をお受け止めください



催物の開催制限

公共施設の一般利用を制限

利用時間 21時まで

※詳しくは、市のホームページでも掲載しておりますので、可能であればご参照ください

感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。
近距離での会話時は必ずマスクを着用しましょう!



感染の再拡大を防ぐ!

コロナとの闘いは
まだ終わっていません!

飲食店経営者の皆様へ

←ご協力をお願い→

飲食店利用者の皆様へ

- ・ アクリル板等を用い飛沫防止を徹底
- ・ 換気やテーブル間隔の確保など
ガイドラインの徹底



- ・ 食事前、退店時の手指消毒
- ・ 大声を出さずに会話の時はマスク
- ・ 4人以下で2時間を目安に

(上記、京都府「緊急事態から次のステージへの移行」から抜粋)

うつらない、うつさない行動を!

一人ひとりが、強い意識を持って!

会話の時は**必ずマスク**をしましょう

外食時は、1人で食べる「**個食**」、黙って食べる「**黙食**」にご協力下さい
歓送迎会やお花見の宴会等も、できるだけお控えくださいますよう
屋外の活動も慎重に行動してください



新型コロナウイルスに関する各種お問合せ先

緊急事態宣言解除後の取り組みやその他関連情報は、市のホームページにも掲載していますので、可能であればぜひご覧ください。

ワクチンに関するお問合せ

京都新型コロナワクチン相談センター
副反応などについて、専門職員が対応します。

☎075-414-5490

(9時~19時 土・日、祝含む)

生活や仕事の総合相談窓口

寄り添い支援総合サポートセンター

収入減少などでお困りの方の
生活や仕事の相談を受け付けています。

☎0120-125-294 (平日9時~17時)

事業者向け支援制度について

中小企業緊急経営支援コールセンター

☎0120-555-182 (平日9時から17時)

【農林漁業関係】

農業振興課 ☎0772-69-0410

農林整備課 ☎0772-69-0430

海業水産課 ☎0772-69-0460

飲食店等の時間短縮営業について

協力金コールセンター

☎075-365-7780

(9時30分~17時30分 日・祝除く)

【農林漁業関係以外】

商工振興課 ☎0772-69-0440

京丹後市商工会 ☎0772-62-0342

高齢者福祉施設入所者PCR検査費用支援事業補助金

市内の高齢者福祉施設等を新規利用する高齢者に対し、
施設が行うPCR検査の費用を補助します。

長寿福祉課 ☎0772-69-0330

事業所等感染症対策緊急支援補助金

市内の事業所に勤務する従業員の感染を防ぐため
感染予防物品の購入費等を補助します。

商工振興課 ☎0772-69-0440

生活上のご相談や事業支援のご要望など、新型コロナでお困りごとがあれば、

どんなことでもまずは市役所にご相談ください!



新型コロナウイルス感染症に関する相談は
☎0120-099-552

京丹後市「新型コロナウイルス対策室」
(平日8:30~17:15)